

第5章 県が実施する地域生活支援事業

1. 専門性の高い相談支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

【実施する事業内容】

- 発達障害児・者及びその家族からの相談に応じ、指導・助言・情報提供を行います。
- 地域支援マネージャーを配置し、市町・事業所等支援や医療機関との連携、困難ケースへの対応等地域の支援体制の整備を推進します。
- 発達障害の理解を深めるため、普及啓発及び研修を行います。

相談・研修実績

内容	実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談支援・ 発達支援	実人数	380	332	429	497	534
	延件数	2,028	1,954	2,623	1,375	1,241
相談支援・ 就労支援	実人数	143	147	155	184	191
	延件数	1,326	1,395	1,137	1,510	1,515
啓発研修	回数	16	24	21	21	26
	延件数	1,159	2,141	1,951	1,601	1,615

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談支援・発達支援に伴う 関係機関職員への助言 (機関コンサルテーション) (件数)	79	91	47
相談支援・就労支援に伴う 関係機関職員への助言 (機関コンサルテーション) (件数)	64	113	157
計	143	204	204
相談支援・発達支援に伴う 情報共有等(調整会議)(回数)	23	11	4
相談支援・就労支援に伴う 情報共有等(調整会議)(回数)	61	34	21
計	84	45	25

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○改正発達障害者支援法では、①ライフステージを通じた切れ目のない支援 ②家族なども含めたきめ細やかな支援 ③地域の身近な場所で受けられる支援 という3つのポイントが示され、発達障害者支援センターは発達障害者やその家族のニーズに応じて、これまで以上に多様な取組を進めることが期待されています。

○発達障害者支援センターは、関係機関との連携や困難ケースの対応等地域の支援体制を整備するため、関係機関への支援の充実を図ります。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
関係機関への支援件数	200 件	230 件	260 件	280 件

(チャレンジ 2020 の目標値)

【事業の見込量確保のための方策】

○地域支援マネージャーによる地域支援活動を推進するために、機会をとらえ役割を周知するとともに、個別ケースを通じ、認知度を高めます。

○発達障害者支援センターのあり方について、発達障害児・者総合支援推進会議で協議し、複数設置にむけた検討を行います。

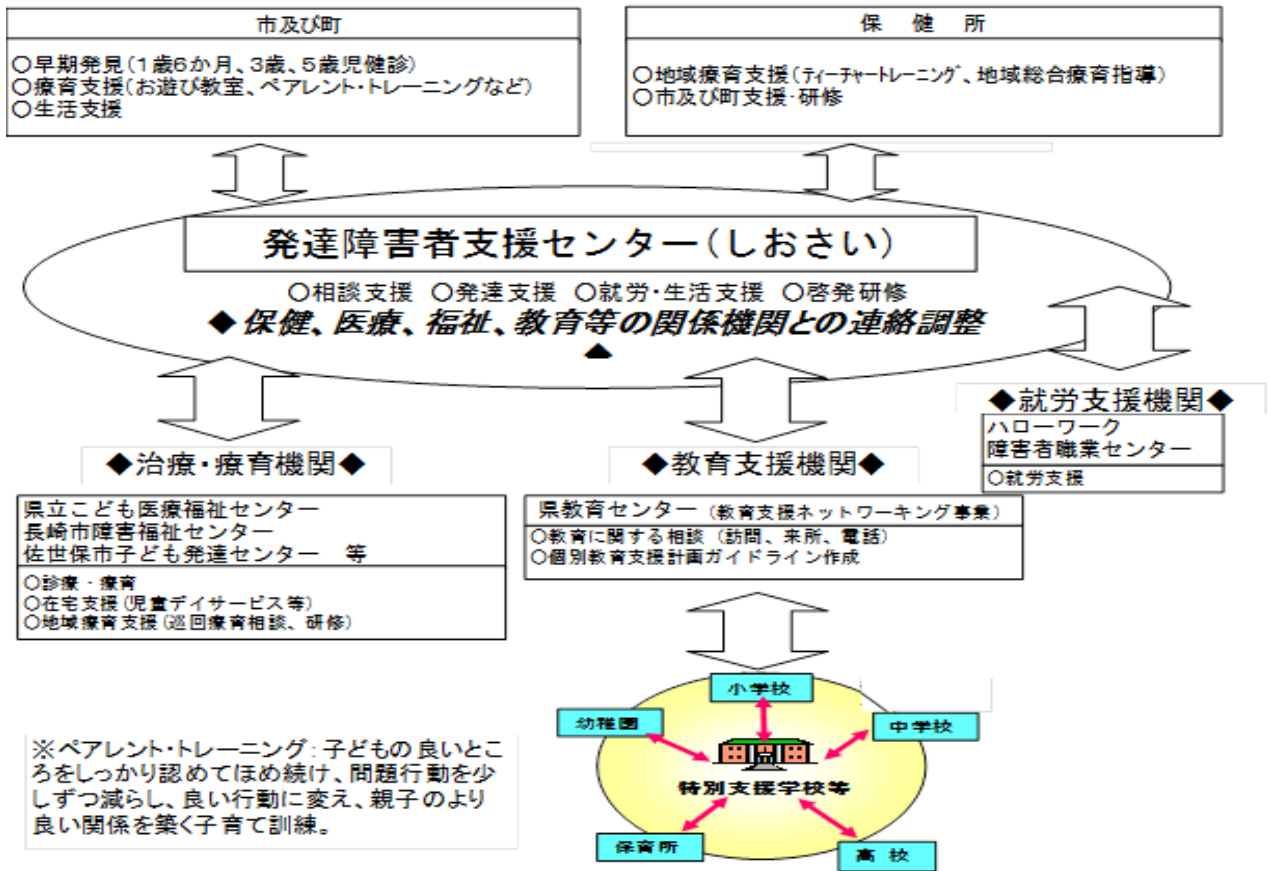
【その他実施に必要な事項】

○発達障害児・者支援関係機関（医療・保健・福祉・教育・労働等）が、発達障害児・者に関する情報を共有し、総合的かつ継続的な支援体制を構築することを目的に、平成 28 年 7 月「長崎県発達障害児・者総合支援推進会議」を設置しました。

○この会議において、支援における各分野の役割分担の明確化と必要な支援方策の検討及び支援方策実施のための効果的な連携体制の構築、また県民に対する発達障害に関する理解促進のための啓発活動を進めてまいります。

【参考】

療育・相談機関



(2) 障害者就業・生活支援センター事業

【実施する事業内容】

○障害者の雇用を進めるうえでは、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりではなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的な支援を提供します。

○特に職場不適応により離職した障害者や離職のおそれのある在職中の障害者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ります。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○障害者就業・生活支援センターについては、平成14年度には県央圏域に、平成18年度には県北圏域、平成20年度には長崎圏域、平成21年度には県南圏域、平成28年度には下五島圏域に設置しました。

○現在未設置の離島の3圏域については、ハローワーク等の既存の支援機関による支援の強化を図るとともに、平成32年度までに2箇所以上の設置を目指します。

障害者就業・生活支援センター設置の見込

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
箇所数	5	6	6	7

【事業の見込量確保のための方策】

○地元市及び町を含め離島各圏域内の支援機関と協議を行うなど、設置の可能性を検討しながら、設置環境が整っている圏域から設置の手続きを進めていきます。

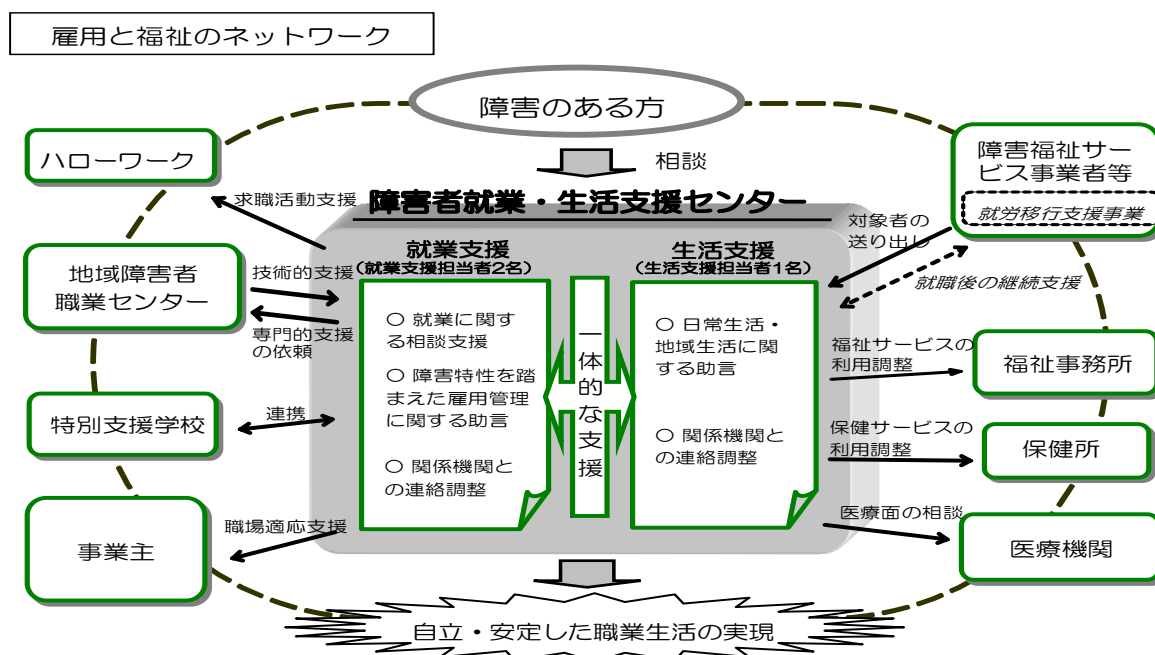
【その他実施に必要な事項】

○圏域内の就労支援の拠点として、就業面及び生活面での一体的な支援を実施するために、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等と連携していきます。

【参考】

障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。



(3) 高次脳機能障害支援普及事業

【実施する事業内容】

- 長崎こども・女性・障害者支援センターに設置した高次脳機能障害者支援センターでは、本人及び家族に対する専門的な相談支援、高次脳機能障害に関する普及啓発、保健・医療・福祉各分野の職員を対象にした研修、通所訓練等を行います。

相談・研修実績

単位：人、件

区 分	相談支援		研修	通所訓練
	利用者数	件数	参加者数	利用者数
平成 26 年度	92	390	440	7
平成 27 年度	68	479	303	8
平成 28 年度	121	726	416	6

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

- 平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間小児高次脳機能障害にかかる支援体制を重点に取り組んだことから、新規相談利用者が増加傾向にあり、平成 32 年度の年間利用者数 135 人の相談利用を見込んでいます。

相談利用者見込数（実人数）

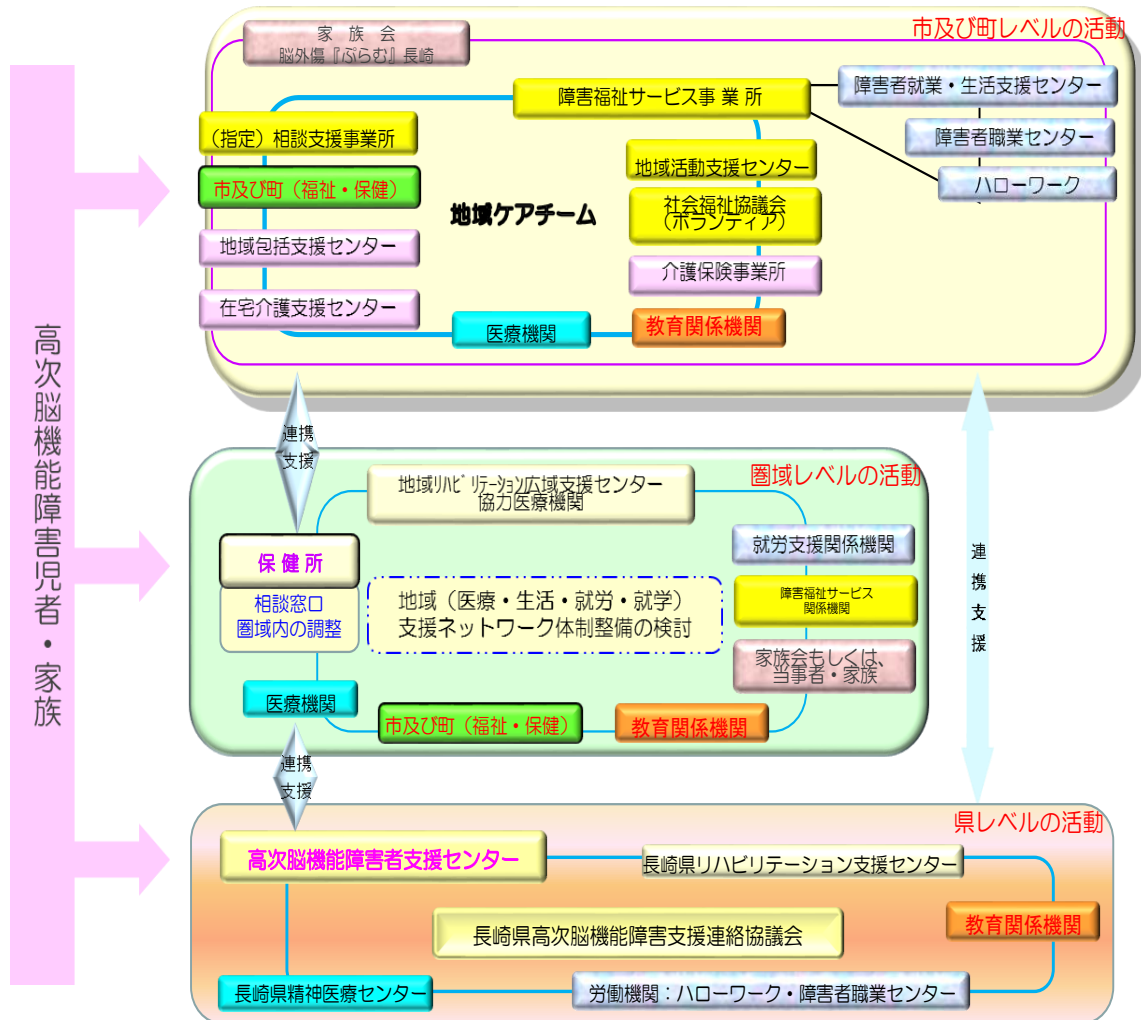
高次脳機能障害 支援普及事業	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	120 人	125 人	130 人	135 人

【事業の見込量確保のための方策】

- 通所訓練事業修了者の障害福祉サービス事業所利用についてのアンケートを実施した結果、9 割が就労又は就労継続支援のサービスを利用している状況でした。引き続き支援ニーズの分析や評価を行い、就労の定着や利用継続、サービスの質の向上を図ります。
- 潜在化している高次脳機能障害児・者を早期に発見し、相談につなげるために、医療機関や教育関係者に対し、リーフレットの配布や活用による普及啓発を行います。
- 医療に関しては、高次脳機能障害児・者を診断できる医師、リハビリ介入を行う作業療法士や理学療法士を育成するための研修を行います。

【参考】

高次脳機能障害の支援体制



(4) 障害児等療育支援事業

【実施する事業内容】

○在宅障害児等のライフステージに応じた地域生活を支援するため、障害児(者)施設の有する機能を活用し療育機能の充実を図るとともに、地域の在宅障害児等の福祉の向上を図るため、県はあらかじめ施設を指定し、①訪問による療育指導、②外来による専門的な療育相談・指導、③障害児の通う保育所等の職員への療育技術の指導の3つの事業を実施します。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○現在、県北圏域、県央圏域、西彼圏域で各1箇所、県南圏域で2箇所事業者を指定し、事業を実施しています。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置数	5	5	5	5

【事業の見込量確保のための方策】

○地元市町を含め各圏域内の関係機関と協議を行うなど、今後も広く療育支援が行き届くよう努めていきます。

○今後、対象事業をペアレントトレーニングやティーチャーズトレーニングに特化するなど療育等支援事業のあり方等についても検討していきます。

2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

【実施する事業内容】

○手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者及び要約筆記者に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者の養成等を行います。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○手話通訳者登録者数は、平成 29 年 3 月 31 日現在 173 人ですが、高齢等により継続が難しいこともありますので、今後も同水準を維持できるよう過去 3 か年度における平均養成研修修了者数を目指します。なお、手話通訳者養成研修は 2 カ年となっており、平成 29 年度は 2 年目にあたるため、平成 28 年度修了者と同数としています。

○要約筆記者養成研修は平成 24 年度から実施しており、初年度に 76 人の登録がありました。その後 15 人の継続が得られず、一旦大幅に減少後、平成 29 年 3 月 31 日現在 65 人とやや回復してきている状況です。今後も要約筆記者を持続的に養成できるよう、過去 3 カ年度における平均研修修了者数の確保を目指します。

	平成 29 年度 実績(見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者養成研修 修了者数	41 人	31 人	31 人	31 人
要約筆記者養成研修 修了者数	9 人	9 人	9 人	9 人

【事業の見込量確保のための方策】

○県広報誌、市及び町広報誌、新聞、ホームページなどのメディア媒体や障害者関係団体を通じて周知を図ります。

【その他実施に必要な事項】

○養成にあたる指導者確保のための活動を支援していきます。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

【実施する事業内容】

○視覚障害と聴覚障害に障害を併せ持つ方に対して、コミュニケーションや情報入手に関する支援及び自由に外出できるように移動介助を行う技術を習得した通訳・介助員の養成を行います。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○平成 29 年 3 月 31 日現在の盲ろう者通訳・介助員の登録者数は 170 人、県内の盲ろう者数は 363 人です。(厚生労働省『平成 24 年度盲ろう者に関する実態調査』)

○現在、サービスを利用する盲ろう者 30 人に対して、盲ろう者向け通訳・介助員の登録者は 170 人となっており、毎年サービス利用者が 1 名程度増えている実態や、今までの研修実績を踏まえ毎年 14 人の修了者を目標に取り組んでいきます。

	平成 29 年度 実績(見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修修了者数	14 人	14 人	14 人	14 人

【事業の見込量確保のための方策】

○県広報誌、市及び町広報誌、新聞、ホームページなどのメディア媒体や障害者関係団体を通じて周知を図ります。

【その他実施に必要な事項】

○養成にあたる指導者確保のための活動を支援していきます。

3. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

【実施する事業内容】

○視覚障害と聴覚障害を併せ持つ方に対して、コミュニケーションや移動等の支援を行う技術を習得した通訳・介助員の派遣を行います。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○盲ろう者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、ニーズの把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者の選定を行います。

○今後も適切なサービスを提供することにより、利用者の増加が見込まれることから、過去 3 年の平均増加率を踏まえ、派遣数を見込んでいます。

なお、佐世保市においては、平成 28 年度から独自で事業を実施しています。

	平成 29 年度 実績(見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業 (実利用件数)	344 件	371 件	398 件	425 件

【事業の見込量確保のための方策】

○障害者団体等を通じて、利用者への周知を図るとともに、適切な支援を行うことで、継続した利用を促進していきます。

【その他実施に必要な事項】

○支援を行う通訳・介助員確保のため、研修事業についても並行して行っていきます。

4. 広域的な支援事業

(1) 相談支援体制整備事業

【実施する事業内容】

○障害者相談支援に関する高い専門性を持つアドバイザーを配置し、市町の自立支援協議会等での助言、指導の役割を担うことで地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行い、地域における相談支援体制の整備を推進します。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○現状の助言、指導等の活動状況を踏まえ、現状と同水準の支援体制を維持するため、平成29年度と同数の推移としています。

	平成29年度 実績(見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
都道府県相談支援体制 整備事業 (アドバイザー数)	8人	8人	8人	8人

【事業の見込量確保のための方策】

○市町に対してアドバイザー活動計画のお知らせや、県自立支援協議会事務局部会においてアドバイザーによる活動を説明することにより、アドバイザーの周知、理解を図ります。

○相談支援専門員の養成等を目的とする相談支援従事者養成研修のカリキュラムの検討等をアドバイザーが部会を担う県自立支援協議会研修部会で検討する等、県の相談支援体制の整備に関する取組においてもアドバイザーを有効に活用します。

【その他実施に必要な事項】

○市町の自立支援協議会等において、助言、指導等のアドバイザーによる活動を推進することで、相談支援に係る地域のネットワーク構築を推進していきます。

(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

① 地域生活支援広域調整等事業

【実施する事業内容】

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を進めるため、県及び保健所において、医療機関、相談支援事業所、市町等の関係者で構成する協議会を開催し、地域の課題等を共有し、課題解決に向けた協議を行います。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○年1回以上協議会を開催します。

○保健所を中心に、圏域において、年1回以上協議会を開催します。

		平成26年度末 (基準値)	第5期目標値 (平成32年度)
保健・医療・福祉関係者 による協議の場	県	—	1
	圏域	—	10
	市町	—	21

【事業の見込量確保のための方策】

○圏域ごとに保健所を中心として、圏域の特性に応じた、精神障害にも対応する地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行います。

○保健所は、市町に対し、自立支援協議会等において、地域の特性に応じた、精神障害にも対応する地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行うよう働きかけを行います。

② 社会参加促進事業（地域移行・地域生活支援事業）

【実施する事業内容】

○長崎こども・女性・障害者支援センターと中心に、ピアサポーターを養成するとともに、名簿登録を行い、登録されたピアサポーターを精神科病院で行う病院学習会等への派遣し、入院患者及び病院関係者等に向けた講話を行う等活用することで退院促進を図ります。

○精神障害者団体連合会、精神障害者家族連合会等関係団体と連携し、地域における相談支援者等の養成等を図ります。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○精神科病院において開催される病院学習会等へ、ピアサポーターを派遣し、講話を行うことで、入院患者の退院への意欲を喚起するとともに、看護師等の病院関係者の地域移行・地域定着に関する理解を深め、退院促進を図ります。

○平成 32 年度において、県立保健所管内の 21 精神科病院のうち、11 精神科病院での実施を目指します。

	平成 29 年度 実績（見込）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ピアサポーターを活用した病院学習会等の開催病院数	6	7	9	11

【事業の見込量確保のための方策】

○保健所は、ピアサポーターの活用について、管内の精神科病院へ積極的に情報提供を行い、病院学習会開催に関する働きかけを行います。

○精神科病院への働きかけ等は、市町の自立支援協議会との協働等、市町と連携した取組を行います。

③ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

【実施する事業内容】

○大規模自然災害又は大規模事故災害が発生した際に、県内外の被災地域等で、被災者や支援者に対して、専門的な研修・訓練を受けた精神保健医療活動の支援を行う長崎県災害派遣精神医療チーム（長崎県DPA T）を派遣します。

○緊急時に迅速な対応ができるよう、運営委員会を設置し、研修等を通して、人材育成を行い、体制整備を図ります。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○長崎県災害派遣精神医療チーム運営委員会を、毎年1回以上開催します。

	平成29年度 実績（見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県主催の研修会 開催回数	1回	1回	1回	1回

【事業の見込量確保のための方策】

○現地へ緊急派遣されたチーム員が迅速に対応できるよう、関係機関、協力医療機関等へ普及啓発と養成を行うため、運営委員会において、派遣可能チーム数の増加や研修内容の充実を図るよう、検討を行っていきます。